

西尾駅西 B 地区市有地活用事業 公募型プロポーザル 質問回答票

No.	質問分野	該当ページ	質 問	回 答	回答日
1	実施要項 9(3) 評価基準	p. 3 p. 14 p. 17-19	【新しい需要と既存需要の移転】 商業、宿泊、住宅、飲食、会議・交流施設等が提案された場合、その施設が新しい需要を生み出すのか、既存の市内施設から利用者や消費を移転させるだけではないのかについて、審査ではどのように確認・評価されますか。 また、応募者に対して、商圈分析、競合施設調査、需要予測、既存施設への影響等の資料提出を求める予定があるかについてもお示しください。	要項9(3)ア①で評価対象となります。資料提出は求めていませんが、各事業者の判断で、必要に応じ提案書等に記載してください。	7月30日
2	実施要項 9(3) 評価基準	p. 3 p. 14 p. 17-19	【施設から西尾市内各地への回遊】 評価基準にある周辺地域への波及効果や回遊性について、施設の来場者数だけでなく、周辺店舗、歴史公園、岩瀬文庫、一色・吉良・幡豆・佐久島など、市内の他地域への移動や送客も評価対象になりますか。 評価する場合、歩行者数、送客件数、連携店舗数、公共交通利用など、どのような具体的な指標や提案を想定していますか。	要項9(3)ア③及び④で評価対象となります。具体的に想定している指標や提案はありませんが、各事業者の判断で、必要に応じ提案書等に記載してください。	7月30日

西尾駅西 B 地区市有地活用事業 公募型プロポーザル 質問回答票

No.	質問分野	該当ページ	質 問	回 答	回答日
3	実施要項 9(3) 評価基準	p. 14 p. 17-19	【無料で利用できる公共的空間】 応募者が広場、通路、ラウンジ、ベンチ、トイレ等の公共的な空間を提案した場合、面積や完成予想図だけでなく、施設の利用者でない人も無料で利用できるか、利用可能な曜日・時間、通り抜けの可否、管理責任なども審査対象になりますか。 これらの利用条件を、応募者の提案書に具体的に記載させる予定があるかについてもお示しください。	要項9(3)ア③及び④で評価対象となります。利用条件等は必須記載事項ではありませんが、各事業者の判断で、必要に応じ提案書等に記載してください。	7月30日
4	実施要項 4(1) 共通事項（売買・賃貸）	p. 7-8 p. 20	【公共的機能の長期的な維持】 提案時に示された広場、交流スペース、地域案内、チャレンジショップ等の公共的機能が、開業後のテナント撤退や事業環境の変化によって縮小・廃止される可能性があります。 市は、公共的機能の面積、開放時間、利用条件、代替機能の確保等を、土地売買契約、定期借地契約、基本協定その他の契約によって担保する予定がありますか。 また、契約後に提案内容を変更する場合、市の承認や市民への公表を必要とする仕組みはありますか。	提出された事業計画又は施設計画を変更する場合は、要項4(1)カにより市の事前承認が必要となります。契約後に提案内容を変更する場合の公表は、個別の状況に応じ判断します。	7月30日

西尾駅西 B 地区市有地活用事業 公募型プロポーザル 質問回答票

No.	質問分野	該当ページ	質 問	回 答	回答日
5	実施要項 9(3) 評価基準	p. 14 p. 17-19	【小規模な地域事業者の参加】 地域産品の活用や地域事業者との連携について、既存の有力事業者の入居だけでなく、小規模事業者、創業希望者、農家、職人等が短期間・小区画・低額から参加できる仕組みも評価対象になりますか。 チャレンジショップ、シェアキッチン、ポップアップ出店等が提案された場合、賃料、利用期間、選定方法、募集の公開性など、実際の参加条件まで確認して評価する予定があるかについてお示してください。	要項9(3)ア⑤で評価対象となります。実際の参加条件等が示されれば、提案内容として取り扱います。	7月30日
6	実施要項 8(1)・9(3)・9(6) 企画提案・評価基準・協議	p. 7-8、 p. 14、 p. 17-20	【完成後の運営主体とモニタリング】 完成後に、テナント構成の調整、地域事業者との連携、イベント、空室対応、公共空間の管理等を継続的に担う運営主体について、審査ではどの程度具体的な体制や実績を求めますか。 また、供用開始後、市が事業者から報告を受ける内容、頻度、評価指標と、提案内容が実現されていない場合の改善要請や措置についてお示してください。	提案の具体性や実績の程度については、要項で指定しておらず、各事業者から提出された提案書等に基づき、総合的に評価します。供用開始後のモニタリングの内容は、優先交渉権者決定後に協議します。	7月30日

西尾駅西 B 地区市有地活用事業 公募型プロポーザル 質問回答票

No.	質問分野	該当ページ	質 問	回 答	回答日
7	実施要項 4(1)・9(5) 契約事項・審査結果の公表	p. 7 p. 16 p. 20	【選定結果と提案内容の公開】 優先交渉権者の決定後、市民が選定理由を検証できるよう、選定された提案書、事業概要、評価項目別の得点、選定委員の講評等を公表する予定はありますか。応募者の営業秘密や個人情報を除いたうえで、公表する資料の範囲と時期についてお示しください。 また、契約締結後に提案内容が変更された場合、変更内容とその理由を公表する予定があるかについてもお示しください。	審査結果は、要項9(5)により公表します。公表内容の詳細は未定ですが、事業者の営業上の秘密や個人情報等を除き、活用事業者の決定後、提案概要等を速やかに公表する予定です。契約後に提案内容を変更する場合の公表は、個別の状況に応じ判断します。	7月30日